

# 社会福祉法人中央区社会福祉協議会常勤及び非常勤役員 の報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人中央区社会福祉協議会（以下「本会」という。）定款第25条の規定に基づき、常勤役員及び非常勤役員の報酬等の支給に関し、定めることを目的とする。

(意義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 役員とは、理事及び監事をいう。
- 二 常勤役員とは、役員のうち、本会を主たる勤務場所とする者をいう。
- 三 非常勤役員とは、役員のうち、前号に定める役員以外の者をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- 一 常勤役員については、報酬を支給する。
- 二 非常勤役員については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合には、社会福祉法人中央区社会福祉協議会役員等の費用弁償に関する規程に基づき費用弁償を支給する。

(報酬の額)

第4条 常勤役員に対する報酬は、月額とし別表に定める額の範囲内で評議員会において決定する。

(報酬の支給方法)

第5条 報酬は、常勤役員の職についた当月分から、任期満了、辞職等により、その職を離れた当月分までを支給する。

- 2 月の途中において常勤役員の職についたとき、又はその職を離れたときの当月分の報酬は、前項の規定にかかわらず、在職日数に応じて支給する。

(報酬の支給日)

第6条 報酬の支給日については、本会常勤職員の例による。

(手当の支給)

第7条 常勤役員には、地域手当、期末手当を支給する。

- 2 常勤役員には、通勤手当及び旅費を支給することができる。
- 3 地域手当及び期末手当の支給については、本会常勤職員の支給例による。

(公表)

第8条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(委任)

第10条 この規程の施行に関し、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第4条関係）

常勤役員に対する報酬の額	
年度総額	8,000,000円
月 額 (報酬・地域手当)	530,000円